

【個人・法人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1 第1号様式 「助成金交付申請書(個人・法人用)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和8年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。</li> <li>・本助成金の交付申請を令和7年3月31日までにすること。</li> <li>・確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上☑を入れること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 申請者(個人)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること</li> <li>①運転免許証</li> <li>②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)</li> <li>③住民基本台帳カード</li> <li>④日本国パスポート</li> <li>⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書</li> <li>⑥身体障がい者手帳</li> <li>⑦療育手帳</li> <li>⑧精神障がい者保健福祉手帳</li> <li>⑨運転経歴証明書</li> <li>⑩マイナンバー個人番号カード</li> </ul> <p>※有効期限内であること                      ※記載内容がはっきりと確認できるものであること                      ※現住所・氏名の記載があるもの                      ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要                      ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要                      ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り)                      ※日本で発行されたものであること</p>	<input type="checkbox"/>	【申請者が個人の場合に提出が必要】
3 申請者(法人)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること</li> <li>①商業登記の現在事項証明書</li> <li>②商業登記の履歴事項証明書</li> <li>③法人印の印鑑登録証明書</li> <li>※6か月以内に発行されたものであること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	【申請者が法人の場合に提出が必要】
4 設置予定機器の見積書(写し)	<p>公社の定める様式で作成すること</p> <p>ただし、公社の定める様式を使用できない場合は、以下の内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること</li> <li>②対象機器設置場所が明記されていること</li> <li>③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること</li> <li>④対象機器の「パッケージ型番」が正確に記載されていること</li> <li>⑤対象機器の金額(機器費のみ。工事費、消費税、諸経費は含まず。)が正確に記載されていること</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	・複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの

必要書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
5	太陽光発電システムの出力を確認できる書類	新設 ・見積書(写し)  以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④設置予定の太陽光発電システムの「発電出力」が記載されていること ⑤対象機器の金額(機器費と工事費。消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること	<input type="checkbox"/>	【太陽光を同時に新規で設置した場合提出が必要】
		既設 ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書(設備認定通知書) ②買取期間満了通知書 ③電力会社の買取明細 ④接続契約のご案内 ⑤保証書  ※「発電出力(kw)」の記載があること	<input type="checkbox"/>	【太陽光がすでに設置済みの場合提出が必要】
6	重要事項証明書(案)	・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第18条、第19条、第23条及び第24条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考:「助成金申請の手引き」を参照)	<input type="checkbox"/>	・交付申請時は案文を提出すること ただし実績報告の際には、住宅購入者に提示した原本の写しを提出する必要あり  【住宅供給事業者が申請する場合に必要】
7	その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	